

「自転車と事故になりそうになった経験がある」自動車ドライバーが6割！
自動車と自転車の危険な現実をセゾン自動車火災保険が調査！

自動車運転者からみた自転車マナーに関する調査を実施

*調査時期：2020年7月 *調査方法：インターネット調査
*調査対象：首都圏在住の40代、50代の男性500名

セゾン自動車火災保険株式会社（代表取締役社長 佐藤史朗）は、全国的に自転車保険の加入義務化が進む中、自転車事故の相手は自動車であることが圧倒的に多いことから、首都圏在住の40代、50代の自動車ドライバー500名を対象に「運転中に遭遇した危険な自転車運転と、ドライバー自身の自転車利用」について調査を実施いたしました。

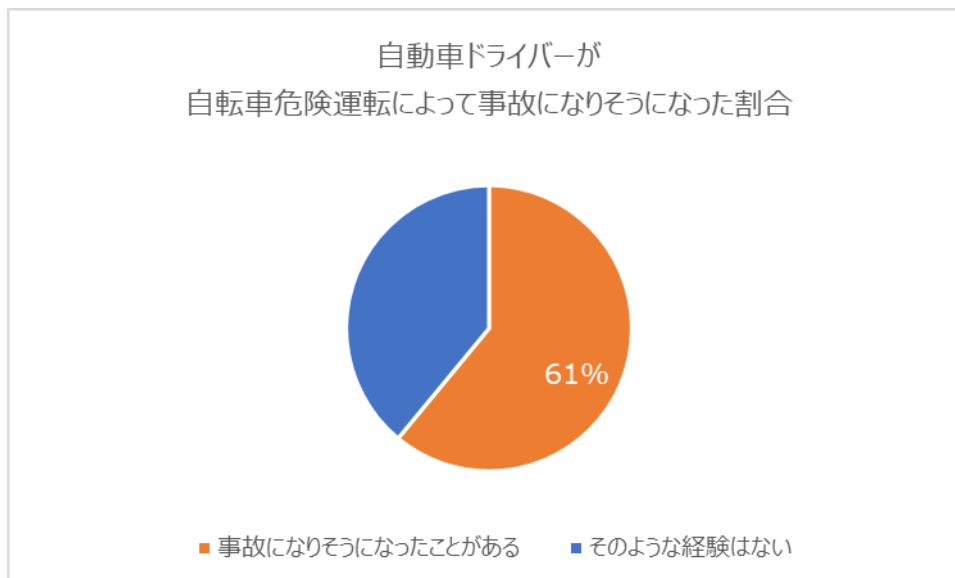
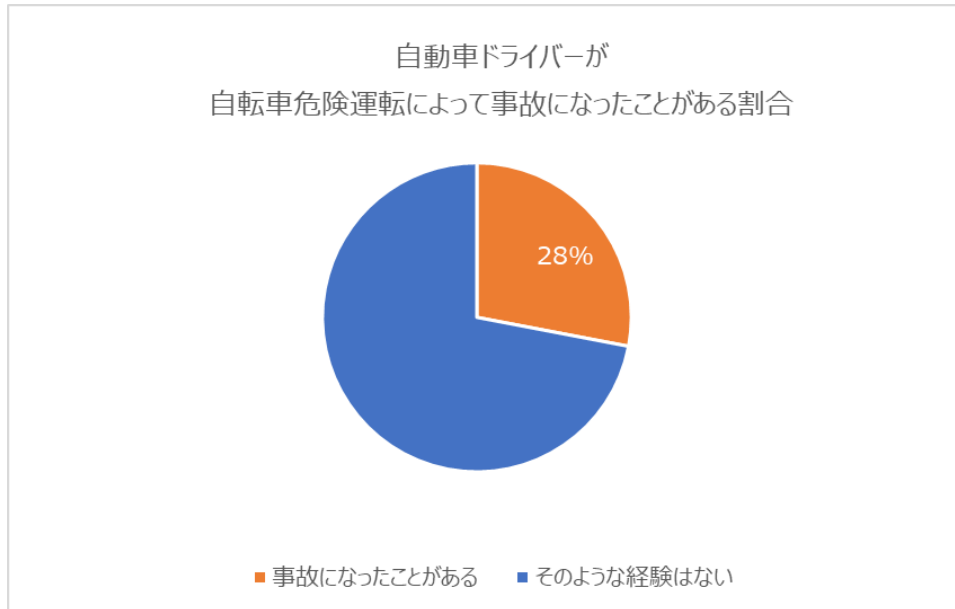
【主な調査結果】

- 1. 「自転車と事故になりそうになったことがある」自動車ドライバーは6割**
自動車ドライバーの約3割が「自転車と事故になったことがある」と回答し、「事故になりそうになったことがある」というドライバーは、6割にのびりました。
- 2. イヤホンで音楽等、スマホのながら運転…多様化する自転車の危険運転**
自動車ドライバーが遭遇した自転車の危険運転については、「信号無視や無理な横断（83.8%）」が最も多く、次いで「スマートフォンを操作しながらの運転（72.8%）」「イヤホンなどを用いて音楽等を聴いている（69.2%）」という回答結果に。
- 3. 自転車保険の加入義務化、知っている？自転車保険には加入している？**
お住いの地域が自転車保険の加入義務化の対象であるか知っているか、については、義務化の対象となっている東京、埼玉、神奈川では7割以上の方が「知っている」と回答した一方で、加入が「努力義務」の千葉県では約4割にとどまりました。義務化されている地域において、実際に自転車事故に対応する保険に加入している方は6割超という結果に。
- 4. 自動車ドライバーは自転車の交通ルール、どこまで認識している…？**
罰則や罰金の対象となる自転車の交通ルールについては、「信号無視」と「酒酔い運転」が7割以上と高く知られており、交差点関連については2～3割台という結果に。違反行為によって認知度にばらつきが見られました。

【調査結果まとめ】

1. 「自転車と事故になりそうになったことがある」自動車ドライバーは6割

「自動車運転中に自転車の危険行為、危険運転であなたご自身が事故になったり、事故になりそうになったことはありますか」という設問に対し、約3割が「事故になったことがある」と回答。「事故になりそうになったことがある」というドライバーは、6割にのぼりました。

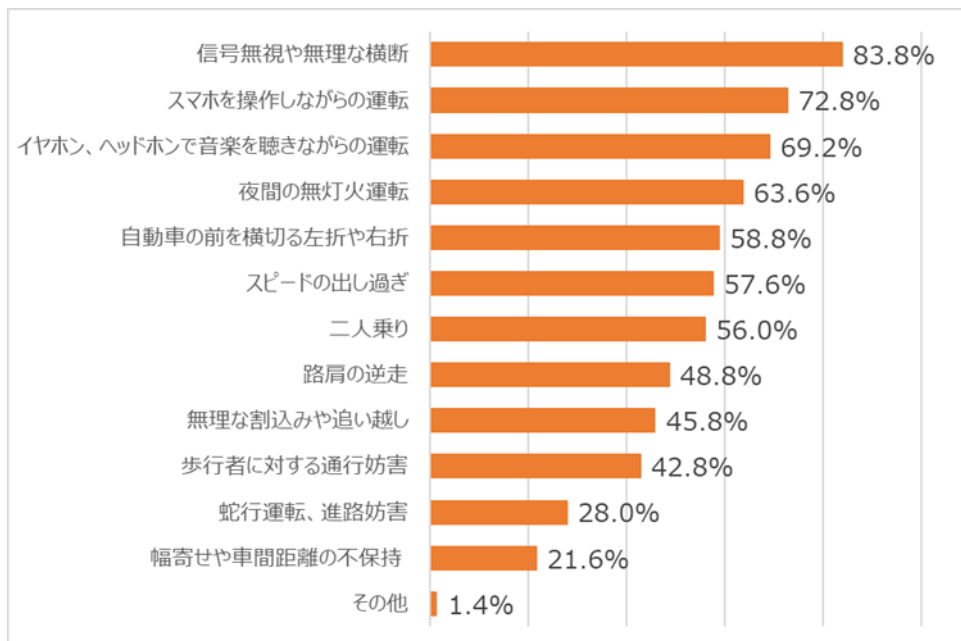


警察庁によると、自転車関連の死亡事故や重傷事故の場合、その相手の8割弱は自動車です。そして、自転車と自動車との事故の5割強は「出会い頭の衝突」。こうした事故の背景には自動車側だけでなく、自転車側にも違反が見受けられるといます。例えば、一時停止をしなかったり、安全確認が不十分であったりといった違反です。

2. イヤホンで音楽等、スマホのながら運転…多様化する自転車の危険運転

「自動車運転中にどのような自転車の危険行為、危険運転を見たり、遭遇したことがありま

すか」といった設問では「信号無視や無理な横断（83.8%）」が最も多く、次いで「スマートフォンを操作しながらの運転（72.8%）」「イヤホンなどを用いて音楽等を聴いている（69.2%）」「夜間の無灯火運転（63.6%）」「自動車の前を横切る左折や右折（58.8%）」といった結果となりました。



調査において、「自動車運転中に自転車との事故を防ぐため、気を付けていること」を伺ったところ、「どのような動きをするか、最悪を考え、運転している（50代 千葉県）」『「自転車運転者は交通法規を守らない』と認識して対処している（50代 神奈川県）」といったコメントがあり、自動車ドライバーにとって、自転車は事故の危険性をはらんだ乗り物であることから、自転車が危険運転をすることを前提に最新の注意を払って運転しているといえます。

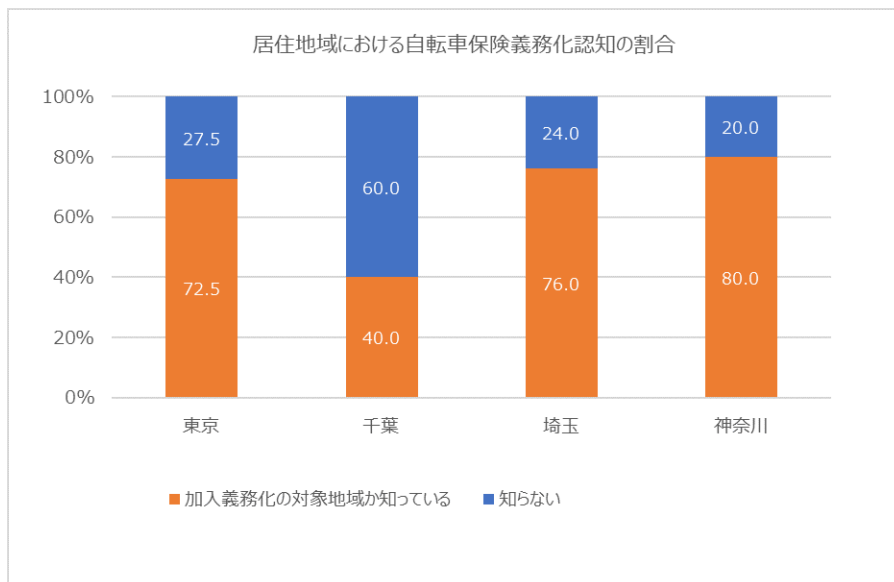
3. 自転車保険の加入義務化、知っている？自転車保険には加入している？

こうした自転車に関わる事故から被害者・加害者双方を守るため、全国の半数を越える都道府県で自転車保険への加入が義務付けられるか、努力義務とされています（2020年4月現在）。

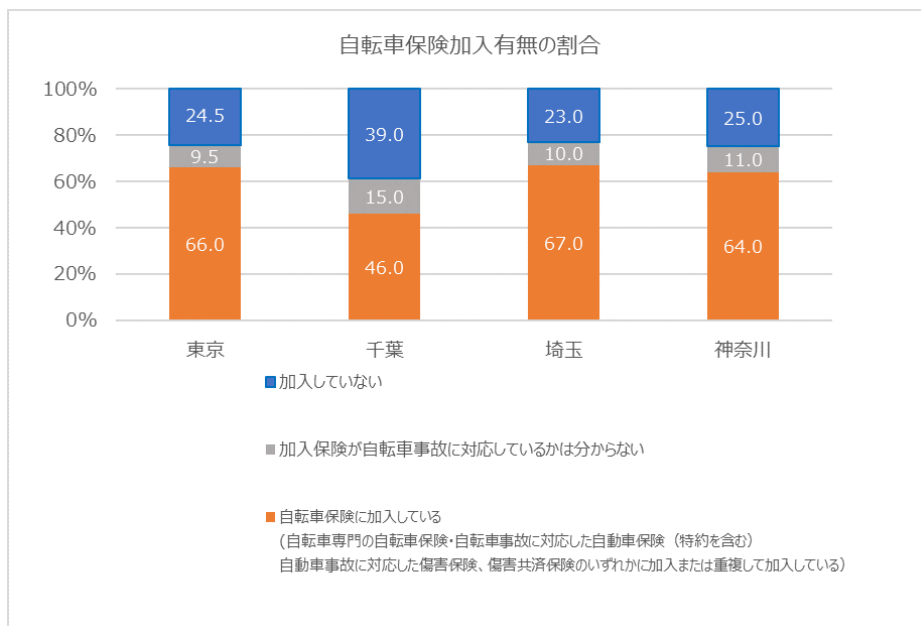
自転車保険とは、自転車事故のもしもの際に死亡保険金、ご自身の治療費に関する給付金、損害賠償責任への補償、などが受けられる保険です。

自転車事故により、自分が被害者または加害者になった場合、心理的・肉体的な負担に加えて金銭的な負担が重くのしかかります。そのため、自転車保険を義務化する自治体が増えているのです。

「お住いの地域が自転車保険の加入義務化の対象地域かご存じですか」といった設問では、2019年10月から義務化されている神奈川県で8割の方が「知っている」と回答。2020年4月に加入が義務化された東京都においても、7割以上の方が「知っている」と回答した一方、自転車保険への加入が「努力義務」とされている千葉県では、「知っている」と答えた人は4割にとどまりました。



「自転車事故に対応する保険に加入していますか」といった設問では、自転車保険の加入が義務化されている東京都、埼玉県、神奈川県で6割以上の方が、「自転車保険または自転車事故に対応したその他の保険（自動車保険など）に加入している」と回答。「加入している保険が自転車事故に対応しているかわからない」が約1割、「加入していない」と回答した方が2割強という結果になりました。



自転車保険への加入義務化については、自治体によって方針が分かれますが、自転車を運転する上で事故のリスクがあることには変わりありません。

自転車に乗る機会がある方は、自転車保険について情報を集めることはもちろん、まずはご自身またはご家族が加入している自動車保険や共済などで自転車事故が補償されるかどうか、きちんと確認しておきたいところです。

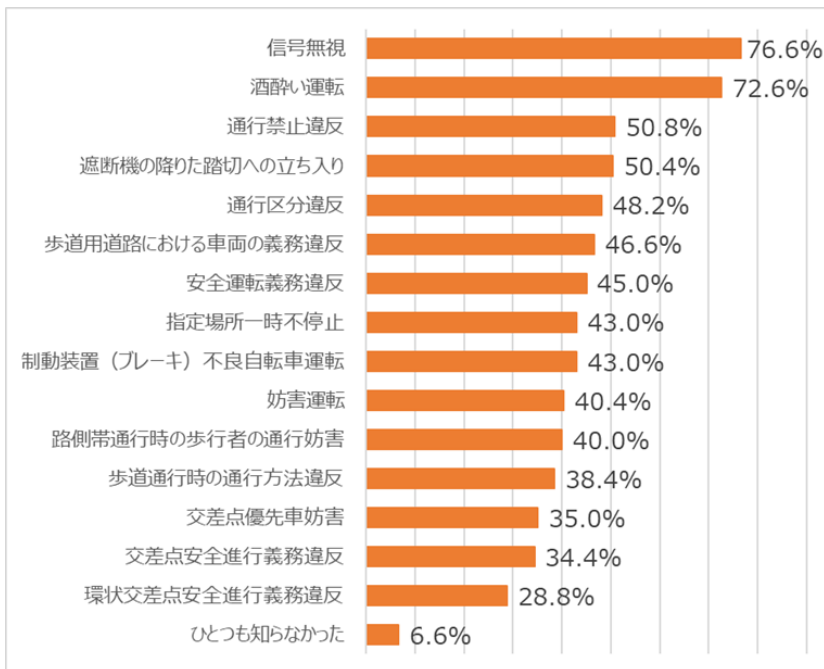
4. 自動車ドライバーは自転車の交通ルール、どこまで認識している…？

自転車を運転する方はもちろん、自動車ドライバーが自転車と事故を起こさないためにも、

自転車の交通ルールを理解しておくことは重要です。そこで、実際自動車ドライバーにどのくらい、自転車の交通ルールが認識されているのかを調査しました。

それぞれの行為が「罰則対象であることを以前から知っていたか」については、「信号無視」と「酒酔い運転」が7割以上で、高い認知度が確認されました。

一方で、交差点関連の「環状交差点安全進行」「交差点安全進行」「交差点優先車」に関しては2割台、3割台と、決して認知度が高いとは言えず、違反行為によって認知度にばらつきがあることがわかりました。少数ではありますが、すべて「罰則対象だと知らなかった」という回答もありました。



そもそも自転車は「軽車両」であり、クルマの一種であるという認識が低いといえるかもしれません。自転車は道路交通法を守らなければならない乗り物であるということを、自転車の運転者も自動車ドライバーも、理解しておく必要があるのではないのでしょうか。

<被害者にも、加害者にもならないために。正しい自転車ルールを学ぼう！>

2020年4月、東京都で自転車保険への加入が義務化されました。

2020年4月時点で、15の都府県で自転車保険の加入が義務づけられています。また、11の道県でも加入を努力義務としており、過半数の都道府県で加入が義務付けられたり強く勧められたりしていることになります。

もちろん、保険に入ることでも方が一の場合に備えることはできますが、まずは事故に遭わないに越したことはありません。

安全に自転車を利用するために、改めて自転車の交通ルールを確認してみましょう。

【交通ルールをしっかりとっておこう！】

「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定より）に沿って、自転車の交通ルールを確認していきましょう。

「1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外」

車道と歩道が区別されている場合、原則として自転車は車道を通行します。

「2. 車道は左側を通行」

自転車は道路の左側を通行します。

「3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」

自転車の運転者が高齢者や児童・幼児などであれば、歩道を通行することが認められています。

「4. 安全ルールを守る」

飲酒運転や二人乗り、横に並んで走るとは禁止されています。夜間はライトをつけましょう。交差点では信号を守り、一時停止し安全確認を行います。

「5. 子どもはヘルメットを着用」

幼児や児童が自転車を運転するときや、幼児用座席に幼児を乗せて運転するとき、保護者は幼児・児童にヘルメットをかぶらせるようにします。

【スマホの「ながら運転」は絶対にダメ！】

近年自動車や自転車の事故原因としてたびたび挙げられているのが、スマホを見ながらの「ながら運転」です。

自動車の「ながら運転」に関しては、2019年12月に改正道路交通法が施行され、厳罰化。自転車に関しても、ほぼ全国の公安委員会規則で禁止されています。

自動車側も自転車側も、正しく交通ルールを理解して、事故を防いでいきましょう。

そして、自転車保険は万が一の場合にあなたを守ってくれます。自転車保険で安心の備えを持ったうえで、交通ルールを守って安全運転を心がけましょう。

▼自転車事故をカバーする、「おとなの自動車保険」の特約はこちら

- ・ 個人賠償責任特約

https://www.ins-saison.co.jp/otona/compensate/other/individual_personal.html

- ・ 自転車傷害特約

<https://www.ins-saison.co.jp/otona/compensate/other/bicycle.html>

本調査の詳細は、セゾン自動車火災保険が運営する web メディア「教えて！おとなの自動車保険」に掲載していますので、併せてご覧ください。

<https://www.ins-saison.co.jp/otona/oshiete/>

<記事前編>

自動車の6割が「自転車と事故になりそうになった経験がある」

調査で見た、自動車と自転車の危険な現実 ～調査編～

<記事後編>

被害者にも、加害者にもならないために。～自転車ルールを学ぼう！編～

【調査概要】

名称 : 自転車保険義務化に対するドライバー向け調査

調査テーマ : ドライバーを対象に、運転中に遭遇した危険な自転車運転と、ドライバー自身の自転車利用について調査

■調査主体 : セゾン自動車火災保険株式会社

(SOMPOグループ、本社：東京都豊島区、代表取締役社長：佐藤史朗)

■調査方法 : インターネット調査

■調査時期 : 2020年7月

■調査対象 : 40代、50代の男性500名

東京在住者 : 男性40代100人 男性50代100人 合計200人

埼玉・千葉・神奈川在住者 : 男性40代150人 男性50代150人 合計300人
